

## 長崎市における共生型障害福祉サービスの基準の緩和について

	指定障害福祉サービスの基準の概要	共生型障害福祉サービスの 長崎市独自基準	
居宅介護 重度訪問介護 生活介護 短期入所 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	（連絡調整に対する協力） 事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。	共生型居宅介護 共生型重度訪問介護 共生型生活介護 共生型短期入所 共生型自立訓練（機能訓練・生活訓練）	設けない
居宅介護 重度訪問介護 生活介護 短期入所 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	（情報の提供） 事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	共生型居宅介護 共生型重度訪問介護 共生型生活介護 共生型短期入所 共生型自立訓練（機能訓練・生活訓練）	設けない
生活介護 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	（相談及び援助） 事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	共生型生活介護	設けない
生活介護	（基本方針） 生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第2条の4に規定する者に対して、 <u>入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供</u> その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	共生型生活介護	下線部の基準については、設けない

	指定障害福祉サービスの基準の概要	共生型障害福祉サービスの 長崎市独自基準	
生活介護	<p>(介護)</p> <p>介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行われなければならない。</p> <p><u>2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立に係る必要な援助を行わなければならない。</u></p> <p><u>3 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。</u></p> <p><u>4 指定生活介護事業者は、前 3 項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。</u></p>	共生型生活介護	下線部の基準については、設けない
生活介護	<p>(生産活動)</p> <p>指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。</p> <p>2 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。</p> <p>3 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。</p> <p>4 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵じん設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>	共生型生活介護	設けない
生活介護 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	<p>(協力医療機関)</p> <p>指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めなければならない。</p>	共生型生活介護 共生型自立訓練（機能訓練・生活訓練）	設けない

	指定障害福祉サービスの基準の概要	共生型障害福祉サービスの 長崎市独自基準	
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	<p>（訓練）</p> <p>指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて訓練を行わなければならない。</p> <p>2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。</p>	共生型自立訓練（機能訓練・生活訓練）	設けない
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	<p>（地域生活への移行のための支援）</p> <p>指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。</p> <p>2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。</p>	共生型自立訓練（機能訓練・生活訓練）	設けない